

八千代町チャイルドシート又はジュニアシート購入助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て家庭の経済的負担軽減及び乳幼児の交通安全対策を図るために、チャイルドシート又はジュニアシートの購入経費に対し、予算の範囲内において助成するものとし、当該助成金の交付については、八千代町補助金等交付規則（昭和43年規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) チャイルドシート又はジュニアシート 道路交通法（昭和35年法律第105号）第71条の3第3項に規定する幼児用補助装置をいう。
- (2) 乳幼児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項第1号及び第2号に規定する乳児及び幼児をいう。

(助成金の交付対象等)

第3条 チャイルドシート又はジュニアシート購入助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者とは、八千代町に住所を有し、かつ、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 八千代町に住所を有する6歳未満である乳幼児の親権を有する者
- (2) 妊娠中であり母子健康手帳の交付を受けている者又はその配偶者

2 町長は、前項の規定にかかわらず、対象となる者及びその配偶者が、次の各号のいずれかを滞納しているときは、助成金の交付対象者としなないことができる。

- (1) 八千代町税条例（平成12年八千代町条例第10号）第3条に規定する町税
- (2) 八千代町国民健康保険税条例（平成12年八千代町条例第11号）第1条に規定

する国民健康保険税

3 助成金の交付を受けることができる台数は、乳幼児1人又は母子健康手帳の交付1冊につき1台を限度とし、申請該当年度内に購入したものとする。

4 助成金の交付の対象となるのは、国土交通省の定める安全基準に適合する新品のチャイルドシート又はジュニアシート（個人売買のものを除く。）とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、チャイルドシート又はジュニアシートの購入費用（消費税及び地方消費税を含む。）とし、1台につき8,000円を限度額とする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、町長が定める期日までに、チャイルドシート又はジュニアシート購入助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、母子健康手帳（出産前の申請の場合・複写可）及び必要書類を添えて町長に対し提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類等を審査及び必要に応じて現地調査等により、助成事業の目的及び内容が適正であるかを調査し、助成金を交付すべきと認めるときは、助成金の交付の決定をするものとする。

(交付の条件)

第7条 町長は、助成金の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 助成金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくはそれに基づく町長の処分に違反したときは、助成金の全部又は一部を返還しなければならないこと。
- (2) その他町長が必要と認める条件

(助成金の交付決定の通知等)

第8条 町長は、助成金の決定をした時には、速やかに、その決定の内容及びこれに付した条件をチャイルドシート又はジュニアシート購入助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、審査の結果、助成金を交付することが適当でないと認められるときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の決定の取消)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りの申請その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を定められた目的以外に使用したとき。
- (3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 法令又はこれに基づく町長の処分に違反したとき。
- (5) 特に町長が必要であると認めるとき。

(理由の提示)

第10条 町長は、助成金の交付の決定の取消しをするときは、当該申請者に対してその理由を示すものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。